

文 政 第 1 2 2 5 号  
平成 1 7 年 1 1 月 1 8 日

那覇防衛施設局長  
西 正 典 殿

沖縄県知事  
稲 嶺 恵 一

ホワイト・ビーチ地区艦船し尿処理施設建設事業（仮称）  
環境影響評価書に対する知事意見について

沖縄県環境影響評価条例第21条の規定に基づき、平成17年10月4日付け施那第3560号(ACP)で送付のあったみだしの環境影響評価書について、同条例第22条第1項の規定に基づき、別添のとおり環境の保全の見地からの意見を述べるので、これらの事項を勘案して評価書の記載事項に検討を加え、所要の補正を行うこと。

## ホワイト・ビーチ地区艦船し尿処理施設建設事業（仮称）環境影響評価書に対する知事意見

- 1 緑化計画の実施に当たっては、実施前に専門家の意見を聴取して実施すること。
- 2 オカヤドカリ類の移動先については、調査結果による確認場所において季節変動が見られることから、工事の実施時期を勘案し、必要に応じて内陸側の生息域にも移動すること。また、移動後に再び改変区域内に進入しないように再進入防止策を検討すること。
- 3 事後調査について
  - (1) 悪臭について
    - ア 悪臭の調査時期については、悪臭による影響が風向・風速等の気象状況によって大きく異なることを勘案し、気象の現地調査及び文献調査の結果等の解析を行い、影響が最大となる時期についても実施すること。
    - イ 事後調査は予測結果等との比較検証が重要であることから、悪臭の事後調査地点は環境影響評価時の予測地点においても実施すること。
  - (2) 陸域動植物及び生態系について
    - ア 陸域植物の調査時期については、工事中、施設供用後において2季（春季、秋季）実施すること。
    - イ 施設供用後1回及び工事中のみと限定している調査期間については、生育及び生息環境への影響を長期的な視点で把握する必要があることから、事後調査の結果により判断すること。
  - (3) 海域動植物及び生態系について
    - ア 海域動植物の調査地点においては、動植物の生育、生息状況を勘案して選定すること。また、事後調査は環境影響評価時の調査結果及び予測結果との比較を行うことが重要であることから、海域動植物の工事中の調査地点で設定されている3地点の内、1地点は調査地点30（環境影響評価時の調査地点番号）と整合を図ること。
    - イ 施設供用後3年間程度としている調査期間については、生育及び生息環境への影響を長期的な視点で把握する必要があることから、事後調査の結果により判断すること。
  - (4) 事後調査報告書の取りまとめの際は、最新の知見（改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物 - 動物編 - 等）に基づき調査結果を解析・整理するとともに、新たな貴重種の生育・生息が確認された場合は、必要に応じ環境保全措置を実施すること。
  - (5) 建設発生土のリサイクルについては、現時点で具体的な利用場所が決定していないことから、事後調査を実施すること。なお、その際、残土の仮置き等を行った場合はその影響についても調査を実施すること。